

市民のみなさまへ



ベランダから始める
緑のまちづくり

グリーンビル促進事業 補助制度のご案内

【問い合わせ先】

福岡市住宅都市みどり局
みどり推進課

TEL

092-707-1295



緑化の効果

みどりや花は、私たちの心をいやし、憩いや安らぎを与えてくれます。福岡市では、マンションなどの共同住宅等のベランダへまちなかの景色の一部となる

緑化を行う方を対象に費用の一部を補助します。

あなたも「ベランダから始める緑のまちづくり」に参加しませんか？

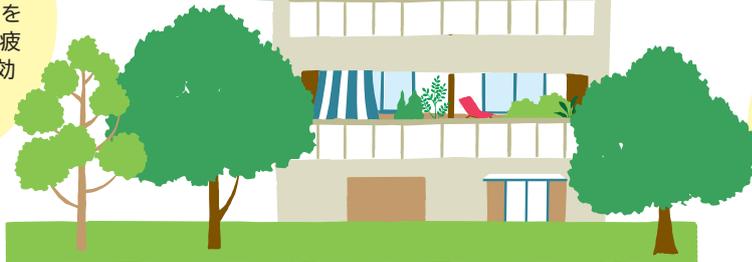


ベランダ緑化のメリット

01

憩いと安らぎ

色鮮やかな花やみどりを眺めることで、日々の疲れを癒し、リラックス効果をもたらします。



02

美しい景観

まち並みを彩り、美しい景観をつくり出します。みどりを通じたコミュニティの活性化も期待できます。

03

快適空間

植物は蒸散作用により、周囲の温度を下げる効果があります。ベランダ緑化は、夏の室温上昇を抑えることにも役立ちます。



緑化を行う際のポイント

植物の成長を考慮しましょう

植物が十分に根を張り、枝葉を伸ばせるよう、ゆとりあるスペースを確保してください。

環境と景観に合った植物を選びましょう

日当たり、風通し、土壌などの環境条件や、ベランダからの景観、日々の管理のしやすさなどを考慮して、最適な植物を選びましょう。

周囲への配慮も忘れずに

●ルール

非常時に蹴破って避難できるよう、隔て板の前には物を置かない、ふさがないようにしましょう。

はしごハッチの蓋の上や、避難はしごが上から下りてくる場所には物を置かないようにしましょう。

落下防止のため手すりの上に物を置くのはNG。手すりの外側に吊るすのもNG。

●マナー

落ち葉などが近隣に飛ばないようにこまめな清掃を心がけましょう。鉢底に不織布を一枚敷けば土が流出しにくくなります。

●安全対策

子どもの転落防止のため手すりのそばに鉢や台などを置かないようにしましょう。



設置後の維持管理について

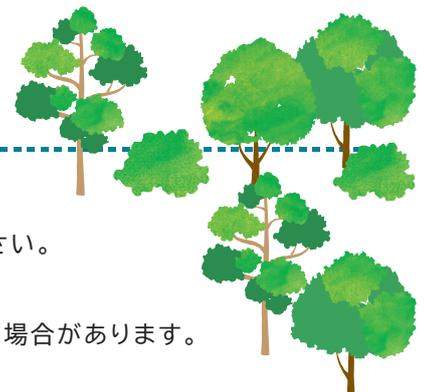


① 緑化を長く楽しみましょう

補助金を活用して設置した緑化は、愛情を持って育て、適切な維持管理に努めてください。

② 情報提供にご協力ください

市の依頼に応じて、施工事例の写真提供や生育状況の報告などにご協力をお願いする場合があります。



01 補助の目的

この補助金は、この補助金は、集合住宅が多い福岡市においても、気軽に取り組めるバルコニーを活用した緑づくりを後押しすることで、皆さんと緑があふれる魅力的なまちづくりを推進することを目的とします。

02 補助の対象

対象緑化 バルコニー緑化 (バルコニーに類するもの含む)

※ 既存樹木の植替えによる緑化は対象外です。

対象場所 福岡市内全域

対象建築物

共同住宅、その他これらに類するもの。

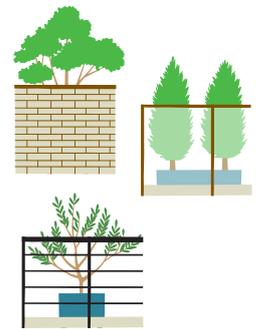
補助対象

- 1 補助事業を行う当該建築物の所有者若しくは建築主又は土地の所有者
- 2 ① から承諾を得た者



対象条件

- 1 緑化の一部が公道および公開性のある場所から視認できること。
- 2 プランターによる緑化は50リットル以上で、耐久性があり、樹木の生育に支障がないものとする。 (プランターのみによる緑化も補助の対象とする)
- 3 緑化基盤を最低1m以上設置すること。



補助の対象となる緑化内容

- 1 高木、中木、低木、芝等による緑化であること。
- 2 プランターによる緑化は容量が50リットル以上で、かつ、耐久性があり、植物の生育に支障がないものであること。
- 3 植物の生育環境及び管理計画が十分整っていること。
- 4 近隣への日照障害、枝葉の越境等周辺環境に悪影響を及ぼさない計画であること。

※以下のいずれかに該当する場合は、補助対象になりません。

- (1) 一年草や菜園等による緑化 (2) 既存樹木の植替えによる緑化



補助対象経費

1 緑化に係る基盤整備及び
排水施設の工事費



2 緑化に係る基盤整備及び
排水施設に要する材料、
土壌並びに樹木等の購入費



3 樹木等の
植栽費



4 前各に掲げる緑化施設
の整備に付随する
諸経費

(1-3)の合計の30%以内を
上限として、含むことができる

※緑化に際しては建築基準法、消防法等関係法令を遵守してください。また、緑化工事を行う際は所有者の許可を得てください。

また、周辺環境や隣接地に配慮し、落下物の防止、土砂等の流出防止、施工中の安全対策を徹底してください。

詳しくは福岡市のホームページにてご確認ください。

補助金額
対象経費の1/2
上限 20万円

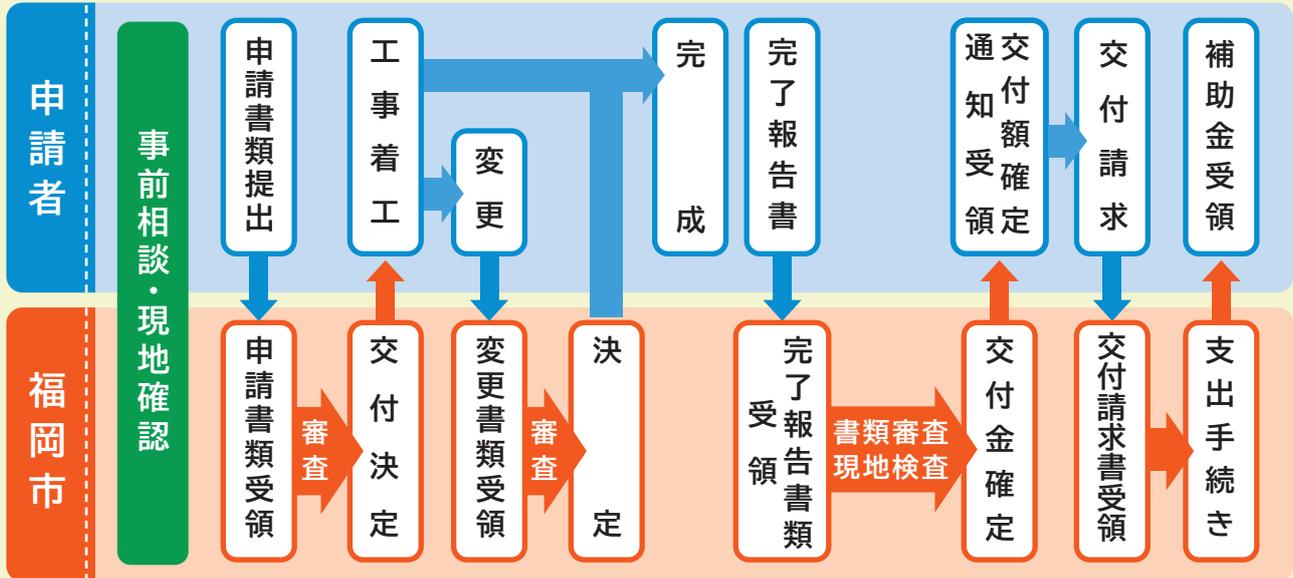
対象となる工事期間

申請する会計年度内に
緑化整備の完了が可能なもの



申請手続きと提出書類

補助金の申請にあたっては、**まずは事前相談の上、必ず着手する前に申請書類を提出してください。**緑化工事着工後の申請は補助対象になりません。



※申請書の審査には概ね1ヶ月程度を要しますので、工事着工までに余裕を持った申請をお願いいたします。

申請時の提出書類

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 位置図
- (4) 収支予算書(第3号様式)
- (5) 工事費見積書(写)若しくはそれに類するもの又は設計書(写)
- (6) 緑化関係図
 - ア 敷地平面図及び建物等配置図
 - イ 緑化場所の位置図及び平面図、緑化求積図、植栽計画図及び断面図並びにその他必要な施設図等
- (7) 施工前写真(ただし、申請時に対象の建築物等が未完成の場合には、実績報告書に添付することができる)
- (8) 補助事業を行う当該建築物の所有者若しくは建築主又は土地の所有者の承諾書(所有者若しくは建築主又は土地の所有者の場合は不要)

完成時の提出書類

事業が完了したときは、速やかに以下の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書(第9号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) 補助事業施工中及び完了写真
- (4) 補助事業に関わる領収書(写)又は支出を証する書類(写)。(ただし、実績報告時での提出が困難である場合は、補助金支払請求時に添付することができる)

その他の緑化助成制度

福岡市では「福岡市緑のまちづくり協会」による緑化助成も利用できます。詳細につきましては下記リンクよりご確認ください。

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
「みどりの助成」 [ふくおか みどりの助成](#)



●公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会「みどりの助成」 <https://www.midorimachi.jp/help/promotion.html>

福岡市住宅都市みどり局みどり推進課

詳細はホームページをご覧ください。

[グリーンビル促進事業](#)

住所 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL 092-707-1295

FAX 092-733-5590

Email midorisuishin.HUPB@city.fukuoka.lg.jp



問い合わせ先

